事業名	結婚新生活支援事業補助金
事業主体	角田市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、婚姻時における年齢が夫婦とも39歳以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（住宅の取得費用、新居の家賃、引越し費用等）を補助するもの。
補助対象要件	【補助対象要件】 次の①から⑥の全ての要件を満たす世帯 ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯 ② 夫婦共に婚姻日における年齢が満39歳以下の世帯 ③ 市税等の滞納がない世帯 ④ 3年以上、角田市に定住する意思を確認できる世帯 ⑤ 夫婦共にこの補助金の交付を受けていないこと ⑥ 住宅の取得、賃借及び引越に係る費用について、他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと また、下記の要件を満たす世帯も対象となります。 〇前年度にこの補助金の交付を受けた夫婦で、当該補助金の受領額が限度額に達していないもの 【補助対象内容】 住宅取得費用　夫婦のいずれもが住所を置く市内にある住宅の購入、工事請負費 ※土地代等は対象外 住宅賃借費用　住宅の賃貸に係る家賃、敷金、礼金、共済費及び仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は相当額を控除 ※駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費は対象外 ※月々の賃料に駐車場代が含まれている場合は対象 引越し費用　住宅への引越に要した費用で、引越業者又は運送業者への支払い ※不用品の処分費用、レンタカーなどを借りて自ら引越した場合、 友人に頼んで引越した場合は対象外
補助金額等	【補助上限金額】 ① 最大30万円（世帯所得500万円未満） ② 最大20万円（世帯所得500万円以上） ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除 ※前年度に交付を受けた補助金の額が限度額に満たなかった場合は、限度額から前年度に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度として、翌年度のみ申請が可能です。
補助申請期間	令和7年3月31日まで
その他	角田市のホームページに情報を掲載しております。ご活用をお考えの方は事前にお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/4/443.html
お問合せ先	角田市総務部まちづくり推進課　0224-63-2112

事業名	**水洗便所等改造資金融資あっせん制度**
事業主体	**角田市**

対象者	☑ **個人(持ち家)**		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☑ **改修・増築**		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ **環境対策**	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗便所の普及促進、環境衛生の向上を目的に、水洗便所の改造及びこれに伴う排水設備工事の資金を、市が指定する金融機関から無利子で借りられるようあっせんするもの
補助対象要件	・公共下水道等の処理区域内において、水洗便所への改造等、排水設備工事を行う住宅の所有者（所有者の同意を得た占有者を含む）であること ・下水道供用開始後、くみ取便所については3年以内、浄化槽については6ヶ月以内に下水道施設へ接続すること ・市税及び公共下水道等の分担金を滞納していないこと ・所得金額が800万円以下であること ・融資額の償還能力があること ・確実な連帯保証人があること（債務保証が得られる場合は、この限りではない）
補助金額等	排水設備工事費に係る融資資金額（1戸につき50万円限度）の利子を市が直接金融機関へ補給します
補助申請期間	下水道供用開始後、くみ取便所を水洗便所に改造する場合は3年以内、浄化槽からの切り替えの場合は6ヶ月以内
その他	角田市のホームページに「水洗トイレへの改造資金融資のあっせん」を掲載しています。ご不明な点がありましたなら，お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/18/44.html
お問合せ先	角田市上下水道事業所業務係　0224-63-0135

事業名	浄化槽設置整備事業補助金交付制度
事業主体	角田市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☑ その他

概要	生活排水による水質汚濁を防止するため、専用住宅に20人槽以下の合併浄化槽を設置した方へ補助金を交付するもの
補助対象要件	・下水道法第4条第1項に規定する事業計画により定められた区域以外であること ・農業集落排水処理施設等で生活排水の処理を予定している区域以外であること ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受け、浄化槽を設置する者 ・専用住宅に20人槽以下の浄化槽を設置する者 ・対象となる住宅が販売・賃貸目的でないこと
補助金額等	5人槽　332,000円 7人槽　414,000円 10人槽　548,000円 11人槽以上　939,000円
補助申請期間	毎年4月1日から翌年3月31日（年度内に事業が完了するもの） ※予算がなくなり次第終了となる場合があります。
その他	角田市のホームページに「浄化槽補助制度について」を掲載しています。ご不明な点がありましたなら，お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/8/8016.html
お問合せ先	角田市市民福祉部生活環境課生活環境係　0224-63-2118